

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

# ケアマネ SAPPORO

2007.10.1発行

発 行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第48号

## 『高齢消費者被害防止ネットワーク事業』について

札幌市消費者センター所長 永松 伸子

近年、不当・架空請求、訪問販売、催眠商法等々、悪質業者が高齢者をターゲットにして、容赦なく高額な商品等を売りつけるなど高齢者の消費者被害が増加しています。さらに本人の被害者意識が希薄なことも多く、再び被害を受けることもあります。被害にあった高齢者の中には、日々のローンの支払いに追われ、老後資金を使い果たしてしまうことも稀ではありません。

札幌市では、この9月から高齢者の消費者被害対策として、「高齢消費者被害防止ネットワーク事業」を実施しました。この事業は、高齢者を地域で見守るシステムとして、これまでの消費者センターへの相談などだけではなく、地域からの情報提供が重要と捉え、「消費生活みまもり協

力員」を地域に配置し、日ごろから高齢者と関わっている地域包括支援センター、介護予防センターのスタッフの皆様や民生委員から提供される情報に迅速に対応することにより、消費者トラブルに巻き込まれている高齢者の早期発見、救済そして被害拡大を防止することを目的にしています。今年度は中央、北、東区の3区で試行実施し、来年度4月からは全区での実施を予定しています。

高齢者の安心・安全な消費生活を守るためにには、関係機関相互の連携を一層進めていくことが不可欠と考えております。

皆様には「高齢消費者被害防止ネットワーク事業」の趣旨をご理解いただき、今後のご協力をお願い申し上げます。

## 全体の3割が高齢者の相談、販売手口の悪質化が際立つ ～2006年度札幌市消費生活相談の結果～

相談者の4人に1人以上は60歳以上の高齢者-2006年度の消費生活相談は、17,529件で60歳以上の相談全体に占める割合は27%、中でも70歳以上は前年度より15%近く増加しています。ここ数年、相談件数全体の常に30%以上が架空・不当請求が占めており、はがきや携帯メールなどで身に覚えのない未納料金を請求される「不当請求」に関する相談も6,060件にのぼります。

相談の契約当事者を性別、年齢別に見ると男性が相談件数全体の44%、女性が54.3%で、20歳未満から60歳代までの各年齢層では前年度を下回っていますが、70歳以上ののみが14.2%増加しています。

相談内容をさらに詳しく見ていくと、商品・役務別相談件数では、前年度同様、商品一般、サラ金・フリーローン、賃貸アパート、電話情報提供サービスが上位4品目を占めており、これは相談件数全体のほぼ5割、47.9%になります。

商品一般では「『消費料金未納で契約会社から訴状が提出された。裁判取り下げを希望する場合は連絡を』と書か

れた民事訴訟裁判告知書はがきが届いた。訴えられる心当たりがなく、対処法」の相談があり、サラ金・フリーローンでは「同居の嫁が信販やサラ金から借り入れを繰り返し、総額約1000万円の債務で支払いが困難。嫁から一部のサラ金の借金の肩代わりを頼まれたが、残るサラ金への返済のメドが立っていない様子。どう助けたらいいのか」といった相談事例や、さらに移動電話サービスでは「契約した携帯電話の料金プランについて詳細説明がなかったので、毎月1万円程度の料金と思っていたのに7万円請求されて不満」などがあります。

### ■高齢者、障がい者を狙う悪質商法

一方、販売購入形態別の相談件数では店舗購入、通信販売、訪問販売が上位を占め、この3つで相談件数全体の62.9%になります。販売手口別の相談件数では、強引、虚偽説明、サイドビジネス商法、販売目的隠匿、次々販売、詐欺及び当

次頁へつづく→

選商法が前年度と比べ増加しています。なかでも、次々販売のように、高齢者に次から次へと契約させるなど販売方法に問題のあるものが横行、消費者をだます意図が感じられます。

昨年度の消費生活相談で際立っているのが契約当事者に占める60歳以上の高齢者の割合が前年度同様に高いことです。相談件数自体は前年度と比べ7.6%(387件)減の4,730件になりましたが、相談全体に占める割合は2004年度と比べおよそ2倍になっています。

中身を見ると商品・役務別では、商品一般、サラ金・フリーローン、浄水器に関する相談が多く、これらの相談で全体の44.9%を占め、商品一般、浄水器の相談は前年度より増えています。

このように販売手口の悪質化が進み、高齢者のリストを作成し、狙いをつけた高齢者に何度も契約させたり、訪問先の排水管を壊して修理契約させるなど、住宅リフォームにおける悪質な販売方法が目立ちました。それは、聴覚障

害者にもおよび、パソコンゲームソフトのマルチ商法で「必ず儲かる」などと言って積極的に勧誘するなど、悪質な販売手口といえます。

市では、こうした消費者を取り巻く環境の変化などに対応するため現行の札幌市消費生活条例を改正し、消費者の権利の確立や自立支援の明確化などを基本理念に、市民の消費生活の安定と向上、安全・安心な暮らしの実現を目的とした新たな札幌市消費生活条例を2008年2月1日に施行します。また高齢者が悪質商法の被害に遭うケースが多いことから、ことし9月から中央区、北区、東区で「高齢者被害防止ネットワーク」を試行的に実施しました。2008年から本格実施を予定しています。

悪質商法で被害を受けないためにも、消費者としての権利を守ることと同時に、消費生活を営むうえで必要な情報を積極的に入手するとともに、賢い消費者になりましょう。

消費生活で困ったときは、

消費者センター(☎728-2121)にご相談ください

### 2006年度販売手口別相談件数 (契約当事者60歳以上。上位10)

札幌市消費者センター

販 売 手 口	18年度	17年度	前年同期比	販 売 手 口	18年度	17年度	前年同期比
強 引	179	219	81.7	当選商法	47	61	77.0
虚偽説明	136	104	130.8	景品付販売	39	36	108.3
次々販売	121	115	105.2	サイドビジネス商法	31	29	106.9
販売目的隠匿	113	79	143.0	うち販売購入形態が マルチ・マルチまがい	0	27	0.0
点検商法	92	97	94.8	長時間勧誘	28	28	100.0
無料商法	69	69	100.0				

※1 次々販売▶1人に次から次へと契約させた場合で、販売方法に問題のあるもの。

※2 点検商法▶点検を口実に訪問して売りつける商法。

※3 無料商法▶無料でつって売りつける商法。

※4 当選商法▶「当選した」等と有利性を強調して売りつける商法。

※5 サイドビジネス商法▶

「サイドビジネスになる」等のセールストークで契約させる商法。

※6 1件の相談が複数の商法に分類される場合がある。

※7 販売手口分類は国民生活センターの分類による。

## 札幌市からの情報提供

### 夜間対応型訪問介護のサービス提供が始まります

地域密着型サービスとして、昨年4月に創設された介護サービス「夜間対応型訪問介護」。本年10月から、いよいよ札幌でもサービス開始です。

このサービスは、介護が必要になった場合でも、できるだけ在宅生活が続けられるよう、夜から早朝にかけての時間帯に、定期巡回や利用者からの求めに応じて自宅を訪問。排せつの介助や日常生活上の緊急時の対応、その他夜間ににおいて安心して生活できるようにするための援助を行います。そして、利用者の不安やご家族の負担をできるだけ減らします。

#### 【サービスの内容】

夜間対応型訪問介護は、以下の3サービスを一括提供します。

#### ①定期巡回サービス

介護計画に基づき、夜間の決められた時間に訪問し、必要な身体介護を行います。

## ②オペレーションセンターサービス

利用者に、ボタン一つで介護事業所に緊急通報・通話が可能なケアコール端末を無料で配布します。

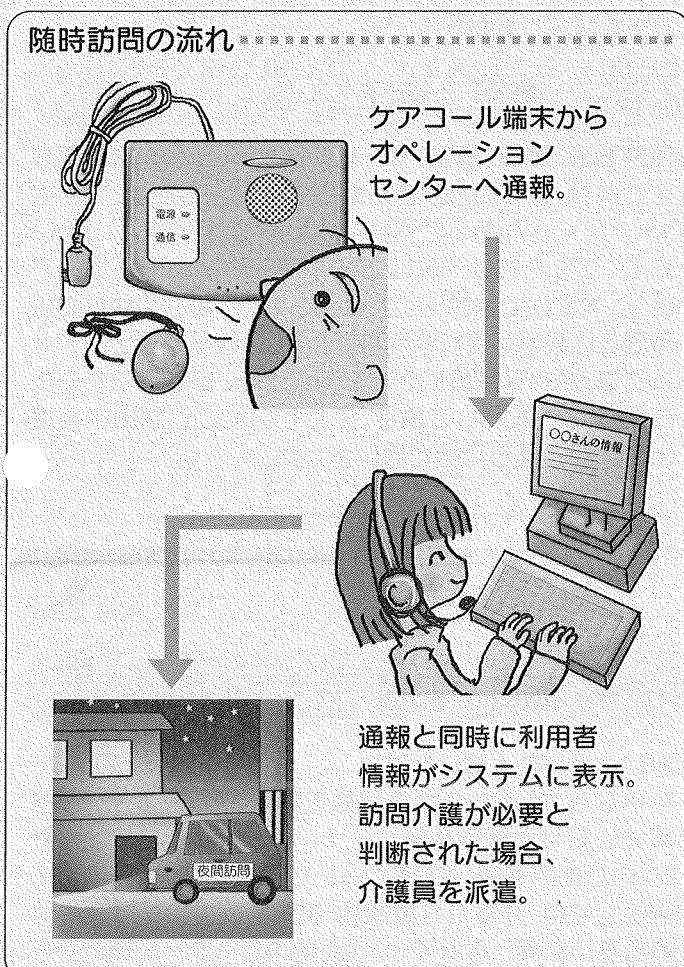
この端末からの通報は、オペレーションセンターの専用装置で受信します。そして、受信と同時に、装置の画面には、利用者情報が表示され、オペレーターは、その情報と利用者との通話内容から、

- 介護員の訪問が必要か
  - 体調急変時の場合は、主治医や利用している訪問看護ステーションへの連絡が必要か。場合によっては、救急車の要請が必要か
  - または、不安解消のための問い合わせで済むのか。
- 等々を判断し、必要な措置をとります。

## ③随時訪問

ケアコール端末による通報により介護員が自宅を訪問します。

必要なとき、不安なとき、助けがほしいとき、利用者が必要とする適切なサービスを受けられる、夜間対応型訪問介護の大きな特徴の一つです。



## 【サービス提供時間】

午後10時から午前6時までが基本ですが、事業者によって、異なります。

## 【介護報酬(利用者負担額)】

基本夜間対応型訪問介護費	1か月につき1,000単位(1,018円)
定期巡回サービス費	1回につき347単位 (354円)
随時訪問サービス費(1人対応)	1回につき580単位 (591円)
随時訪問サービス費(2人対応)	1回につき780単位 (794円)

## 【対象者】

札幌市に住民登録をし、かつ、要介護1以上の認定を受けている方のみ利用できます。(要支援の方は利用できません。)

## 【実施地域】

10月からサービスを提供するのは、2事業者です。

現在のところ、中央区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区をサービス提供のエリアとしています。(これ以外の区の住民の場合は、サービス事業者とご相談ください。)

来年1月からは、新たに1事業者がサービス提供を開始する予定で、これにより、市内全區をカバーします。

## 【サービス提供事業者】

- (株)ジャパンケアサービス(豊平区月寒西1条4丁目3-1)

サービス提供地域：中央区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区

☎850-2515

- (株)光星ハイヤー(中央区北4条西13丁目1-1)

サービス提供地域：中央区・西区

☎200-8008

## 【その他注意点】

- ① 本市指定事業者は、夜間対応型訪問介護費(I)を算定するため、通常の訪問介護との併用が可能です。
- ② 本サービスは、支給限度額の管理対象となります。限度額を超えると、その額について、10割の自己負担となりますので、サービス事業者との連絡調整が重要です。
- ③ 夜から早朝にかけての訪問となりますので、鍵の管理が問題となります。利用者が合鍵を事業所に預けた場合の管理体制及び紛失した場合の補償並びにその対処法については、運営規程及び重要事項説明書への明示、そして、利用者及び御家族への説明を事業者に対し義務付けています。
- ④ ケアコール端末の貸し出しに係る費用(設置、メンテナンス代を含む。)は無料。ただし、利用者からの通話料金は利用者負担となります。
- ⑤ サービスが開始される10月の時点では、北区、東区及び手稲区の3区がサービス提供区域外となっています。ただし、住所地によっては、対応可能な場合がありますので、サービス提供を必要とする利用者がいた場合、各事業者に直接、照会してください。

## 手稲ふれあいフェスティバル

### 第11回手稲ふれあいフェスティバル

手稲区支部長(手稲区地域包括支援センター副センター長) 藤田 修一

「手稲区内の保健・医療・福祉の団体が連携し、誰もが安心できる地域社会作りに寄与することを目的」とし開催された、第11回手稲ふれあいフェスティバルへ手稲区支部として、相談員の派遣等で協力いたしましたので報告いたします。

この企画は8月31日(施設見学会)9月1日(講演会、相談会、血圧等測定コーナー、お薬相談、福祉機器展示、施設見学会)の二日間で開催されました。私達手稲区支部として、9月1日に相談員として午前・午後ともに2名ずつ派遣いたしました。相談としては7名の相談があり、介護保険をめぐる問題や成年後見制度、さらには介護方法などの相談がありMSW及びケアマネが対応しました。

また、大規模な施設見学会(30コース送迎無料)も企画

され、のべ161名もの参加者がありました。講演会も「みんなで知ろう認知症」と題して行なわれ、(西成病院副院長宮本礼子先生)約140名の参加者がありました。

手稲区内の各団体が、実行委員体制で運営され、行政・社会福祉協議会も連携し手稲区内のあらゆる機関が参加しています。そのため当日の相談への対応だけではなく、各関係団体との連携が充実し、今後の業務にも良い影響のある催しではなかったかと思います。

今後とも手稲区支部として、会員の資質向上の研修ばかりではなく、地域に根ざした活動を積極的におこなっていきたいと考えています。

### 手稲ふれあいフェスティバルに参加して

神愛園手稲高齢者居宅支援センター 兼平 恭子

相談コーナーに来られた方々は少人数でしたが、中に複雑な相談内容の方もいて、医療や介護など多方面にわたっていました。

また、相談コーナーにはいらっしゃらない方でも、パネルやパンフレットを熱心に見ていらした方に、声をかけてみると、「実は介護のことで悩んでいる」「薬のことがわからない」など心配事を抱えている方もいて、立ち話ではありましたが長い対応をした方もいました。

パンフレットは、地域福祉権利擁護事業や介護予防、介

護保険制度、施設、病院、サービス事業所など豊富に取り揃えてあり、多くの方が持ち帰ってくれましたが、中には「わあ！たくさんあって何がなんだかわからない！」という方もいて、それは一般の方の率直な声だと受け止めています。大まかには説明いたしましたが、通りすがりの短い時間では説明しきれず残念でした。ふれあいフェスティバルでは、色々な制度やかかわりなどを、少しずつでもたくさんの方に理解して頂き、広めていくことが出来る場に出来たらとあらためて思いました。

## 中央区介護予防フェア

### 中央区第1地域包括支援センター 飯島 紀子

秋晴れのなか、9月8日(土)・9日(日)の2日間にわたり、「中央区介護予防フェスタ」が開催されました。出来るだけ多くの区民の方に参加していただきたいという思いから、イオン札幌桑園ショッピングセンターを会場とし、中央区役所・地域包括支援センター・介護予防センターが一体となって介護予防事業の普及に取り組みました。

当日は、体力測定コーナー、脳いきいきコーナー、あなたのストレス度測定コーナー、血管年齢チェックコーナー、介護予防事業の紹介と個別相談コーナー等体験型のコーナーを数多く設け、楽しみながら介護予防の必要性をご

理解いただけたと思います。

そんななか、私たち地域包括支援センターは、「介護予防事業の紹介と個別相談コーナー」を担当し、2日間で計21件のご相談を受けさせていただきました。相談内容の内訳としては、やはり介護保険・高齢者制度に関するものが最も多い結果となりましたが、他のコーナーの流れから、「血管年齢で実際より20歳も多い結果になってしまったわ」などと健康に対するご相談も数多く寄せられ、区役所の保健師さんに血圧を測ってもらいながら相談を行うなど、幅広い相談に対応できました。こうしたエピソードか

らその後の反省会でも、高齢者の方を住み慣れた地域で支えていくためには、「保健・医療・福祉といった多職種連携」が不可欠なんだということを、関係者一同が改めて実感させられるなど、私たちにとっても実り多いフェスタだったと思います。

ご相談の内2件は特定高齢者施策の利用に至るなど、継続的な支援へつながっていましたが、こうした個別事例に限らず、この日ご参加いただけた中央区にお住ま

いの市民の皆さまが、少しでも介護予防に興味をもっていただければ幸いに思います。

蛇足ですが、フェア2日目の日曜日は北海道マラソンと日程がぶつかっており、1日目に比べて参加者数が減少していました。マラソンがフェアに影響するなど、誰も予想しなかったところですが、これが正しく人々の生活空間である“地域”なのかもしれませんね。

## 平成19年度中央区介護予防フェア「脳いきいきコーナー」を担当して

札幌市中央区介護予防センター円山主任 南部 広司

平成19年9月8日(土)～9日(日)の2日間にわたりジャスコ桑園店を会場とし、中央区介護予防フェアが開催された。私ども中央区内6予防センターでは「脳いきいきコーナー」を担当させていただいた。実施内容については論議を重ね、各予防センターにて通常業務で実施している「認知症予防教室」のレク財・プログラムを提供する事が最善であるとの結論に至った。各予防センターが60分を担当、さながら「チーズ認知症予防教室」として両日展開された。各予防センターのレク財・プログラムは下記のとおりである。

- 介護予防センター円山～パラレルアクションを用いたレク
- 介護予防センター宮の森～フェルトパズル
- 介護予防センター旭ヶ丘～大人の塗り絵
- 介護予防センター大通公園～百折計算ドリル
- 介護予防センター北1条～漢字カルタ
- 介護予防センター曙・幌西～間違い探しパズル

「脳いきいきコーナー」では認知症予防の一要因となる前頭前野の刺激について脳の断面図を掲示し、できる限り来場者にご理解いただくべく前頭前野の刺激の有効性についてお伝えさせていただいた。今回特徴的だったのが、一般高齢者に限らず20代30代の若年層も含めた幅広い世代の方がご来場され、2日間の延べ参加者数は336名にのぼり、認知症に関する各世代の関心の高さをうかがえる結果となった。また、私ども予防センターも各予防センターにて実施されているレク財・プログラムを認知・把握する機会に恵まれたことは、今後の業務展開においても有意義であったと推察される。最後に、その他のコーナーとして札幌医科大学のご協力をいただいた「こころメーター」(ストレス度チェック)・「血管年齢測定」、「体力測定コーナー」「介護相談コーナー」も脳いきいきコーナー同様、関心の高さがうかがえ多数の方にご来場いただける結果となった。今回のフェアの結果を踏まえ、より地域に密着した介護予防事業を展開していきたいと考える。



ケアマネメール相談には、今年度に入りまして数件の相談がありました。  
今回は、その中でも、代表的な質問とその回答について、参考までにご紹介いたします。



介護保険では情報提供制度として居宅療養管理指導がありますが、居宅療養管理指導を行っていない医療機関が結構あります。そこで、医療保険での介護保険事業者への情報提供の制度は何かあるのでしょうか？例えば、診療情報提供書などは医療機関から介護保険事業所にも可能なのでしょうか？



「医療保険における診療情報提供(提供料Ⅰ)」について、お答えします。

- 保険医療機関が診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により、都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者にかかる保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者一人につき1回に限り算定する。とあります。

- 報酬：250点(全額で2,500円)これは、利用者負担になります。

サービス担当者会議は(仮)ケアプランの内容を関係職種で確認し、協議し、調整するためのものであると、開催の趣旨を説明し、出席できない場合は電話などで照会するものです。

もし、診療情報提供による照会をする場合は、利用者に自己負担が発生することの説明が必要ですね。

ケアマネメール相談は、緊急の場合などには、お答えできかねます。そういう場合は、道や市の担当課までお尋ねください。

## 緊急提言 「駐車許可基準の厳格適用に柔軟な対応を!」

会長 奥田 龍人

現在、札幌市における在宅サービスの提供に由々しき事態が起こりつつあります。それは、道交法施行規則の改定により、9月14日から警察署長による駐車許可制度が改定されたことに端を発しています。今まで、駐車許可を認められていた居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ヘルパーステーションなどの公用車について、原則として新たに駐車許可を出さない方針になったということです。

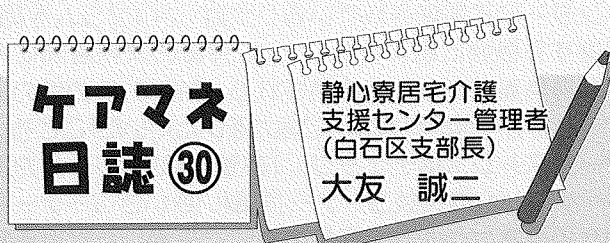
様々な事業所から、地区の警察署とのやり取りの中で許可をもらえなくなったという情報が入っておりました。私の勤務先の関連事業所でも、区を管轄する警察署から「区内は公共交通機関で行けないところはないので、『公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること』に該当しない」といわれ、駐車許可の更新は困難な

旨の返答がありました。

伝え聞くところによると、道警としては「駐車許可証を発行しすぎており不正に使われるケースもあるようなので、これを機に厳重に審査していかたい」というような方針らしいですが、札幌市の公共交通機関は市バスが1時間に1本というところもかなり多いのが現状で、公共交通機関の利用は現実的ではありません。また、介護サービスはいつ何時緊急の対応をしなければならないかわからないという特性があります。

札幌市介護支援専門員連絡協議会としては、こうした状況を踏まえて、許可基準の適用について各関係団体等に働きかけていく所存です。

もちろん不正使用は許してはならないことで、専門職集団としてのコンプライアンスを徹底させる方策も同時に提言していきたいと思います。



平成15年4月より白石区川北でケアマネとして勤務し、4年が経った。法人の採用から数えると16年、ベテラン?らしいが、実感なし。ケアマネとして未熟者だが、実は、まだまた発展途上と信じたい。

小学生の頃から文章を書くのは不得手。得意だったのは昆虫採集と魚釣り。豊平川で毎日遊んでいた。30年前の話である。

先日、その場所へふらりと行ってみた。河畔林が生茂り、カモが十数羽、どうやら繁殖しているようだ。あの頃は護岸整備で河畔林は殆ど無く、鳥といえば、釣上げられたウグイ狙いのカラスくらいだった気がする。河畔林が見直され、あの頃より良い川になった。景色は変わったが、すごく懐かしかった。きっと、30年後もこの川で遊んだ事を憶えているだろう。でも、ふらりと自分で行けるかどうか。この頃、歩かなくなつたせいかあまり自信が無い。自分で行けなかつたら、ヘルパーさんにお願いしてみようかな。一緒に行けたら、絶対に楽しい散歩になると思う。たとえ、川が無くなつていても、行きたいと思う。「ガッカリするから行かない方が良い。」という説得には、絶対に納得しないだろうなあ。

子供の頃は雪の中を走り回っていたが、年々筋力が低下し、今では20分程歩くだけで、休んでしまう。暫くして歩きだし、また休む。歩く事が良い事と分っているが、「今日は、もう止めよう」と思ってしまう。散歩を切り上げて

しまう。時間短縮→筋力低下→短縮→低下、悪循環である。今、この程度しか歩けなくなつたのは、誰の責任でもなく、自分の責任である。面倒だし、辛いからと散歩を止め、室内運動をする事には納得しないだろう。運動したいのではない、筋力トレーニングをしたい訳でもないからだ。余談であるが、17歳の息子はビリーなんちやらというDVDで筋トレに励んでいる。若い!! 見ているだけで息が上がりてしまう。

筋力低下等はどうでも良いのである。散歩に行きたいのである。今年12歳の我が家の犬だが、リードを見せると尻尾を振ってクルクルと回っている。後先考らず喜んでいる。飼い主を追い越さず、60cm程のリードを少したるませ、サッソウと歩く。15分ほど歩いて休む。また少し歩く、また休む。全部で40分ほどの散歩の時間。歩く距離は変わらないが、「散歩」の時間は増えた。20分で嫌になつていたのが、40分も楽しむ。すごい進歩である。歩く事はそれほど大事ではなく、「散歩」の時間が大事なのだと改めて気付かせてくれた。愛犬に感謝!

楽しく「散歩」が出来ていれば、少しずつでも歩行時間が増えていくものである。まず、楽しむ事だ。その為には、時間的に余裕を持ち、落ち着いて「散歩」をしていく。後先考らずに楽しむ30年後を目指し、「フットケア」で若返りながら、足元からの健康を考えてゆこうと思う。

介護予防の話を書こうと思ったが、全体的にまとまりに欠ける文章になってしまった。う~ん反省…。つたない話でしたが、最後までお読み頂きありがとうございました。

これからは、「書く事は不得手なもので」などと言い訳せずに日々精進してまいります。

## ケアマネジャーを よりよく理解する

# 「市民のためのケアマネフォーラム」

### 目的

介護保険法が改正され、新たな介護保険制度がスタートして1年半がすぎました。介護保険制度のキーパーソンである介護支援専門員の役割を確認し、市民の方々との相互理解を深めるために開催いたします。

**主 催** 札幌市介護支援専門員連絡協議会

**日 時** 平成19年11月18日(日)10時00分～11時30分  
※受付は、9時30分～

**会 場** 札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)  
〔地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分〕  
※お車での来場は、ご遠慮ください。

### 参加対象

札幌市在住で介護保険に関心のある方ならどなたでも参加できます。

### 定 員

300名(定員になりしだい、締め切らせていただきます。)

**参 加 料** 無 料

### 日 程

9:30	10:00	10:10	11:10	11:30
受 付	挨 捶	講 演	質 疑 応 答	

### 内 容

【挨 捶】(10:00～10:10)

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長

奥 田 龍 人

【講 演】(10:10～11:10)

演題『自分らしい生活を続けるためのケアプラン』

講師：全国マイケアプランネットワーク 代表

島 村 八重子 氏

【質 疑 応 答】(11:10～11:30)

### 申込方法

一般の方は、電話で氏名、電話番号をお聞かせください。

会員の方は、別添の申込用紙を11月9日(金)までに送付して下さい。(ファックス可)

### 申込み・問い合わせ先

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

【担当：佐藤・東井】

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター2階

TEL 011-612-6110 FAX 011-613-5486



## 【福祉事業従事者研修】

研修名	ケアマネジャーのための地域福祉講座		
対 象	社会福祉施設、病院等で地域との関係づくりに関心のある職員		
目的	地域のボランティア、地区福祉のまち推進センター、NPO等のインフォーマルサービスについて理解を深め、日常業務に活かしていくことを目的とする。		
会 場	札幌市ボランティア研修センター 第1研修室		
定 員	40名	受 講 料	500円

## 【研修内容】

日 程	時 間	形 態	テ ー マ	講 師
11/9 (金)	10:00～12:00	講 義	「札幌市社協におけるインフォーマルサービスの現状と課題」	札幌市社会福祉協議会地域福祉課職員
	13:00～16:00	演 習	「利用者の自己決定とインフォーマルサービスの活用について」	札幌市厚別区地域包括支援センター 地域包括主任 石崎 剛
申込受付開始日		10月19日(金)	申込締め切り日	
			11月2日(金)	

### 【申込方法】

10月19日(金)～11月2日(金)までに住所、氏名、年齢、性別、連絡先を電話またはFAXでお申し込みください。

### 【申込み・問い合わせ先】

札幌市社会福祉協議会 札幌市ボランティア研修センター【担当：石川】

中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ2階 ☎ 223-6005 FAX 261-8881

# 掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

## ○ 中央区支部定例会

日 時▶10月20日(土)13時30分～15時00分《※》  
 会 場▶リンクエージプラザ 2階 第1研修室  
 内 容▶市民向け研修会  
 テーマ▶知っているようで知らないこころの病気  
 　～うつ病について～  
 講 師▶北星学園大学 教授 上野 武治 氏  
 問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ↗281-6113

## ○ 北区支部定例会

日 時▶10月17日(水)18時30分～20時30分  
 会 場▶北区民センター 3階 区民ホール  
 内 容▶北区ケアプラン指導研修  
 テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で  
 　暮らせる取り組み  
 問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ↗757-2482

## ○ 東区支部定例会

日 時▶10月21日(日)13時30分～15時30分《※》  
 会 場▶東区民センター 大ホール  
 内 容▶市民向け講演会  
 テーマ▶高齢者の虐待防止について  
 　～住みなれた地域で豊かに暮らすために～  
 講 師▶北広島リハビリセンター 特養部 四恩園 施設長  
 　　　　　　　　　　　三瓶 徹 氏  
 問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ↗741-6440

## ○ 白石区支部定例会

日 時▶10月27日(土)13時30分～15時30分《※》  
 会 場▶札幌市コンベンションセンター  
 　　201・202会議室  
 内 容▶市民向け講演会  
 テーマ▶足元からの健康～フットケアで若返り～  
 講 師▶株式会社アルファ美輝 代表取締役社長  
 　　　　　　　木田 優子 氏  
 問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ↗861-3700

## ○ 厚別区支部定例会

日 時▶10月13日(土)9時30分～15時30分《※》  
 会 場▶厚別区民センター  
 内 容▶市民向け研修会  
 　　福祉フェスタへの参加  
 　　(パネル展示と相談コーナー)  
 問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ↗895-2483

日 時▶11月20日(火)18時30分～20時30分《※》  
 会 場▶厚別区民センター  
 内 容▶区内ヘルパー事業所の特徴や  
 　　ケアマネとの連携についての話し合い  
 テーマ▶区内ヘルパー事業所との連携  
 講 師▶区内ヘルパー事業所  
 問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ↗895-2483

## ○ 豊平区支部定例会

日 時▶12月12日(水)18時30分～  
 会 場▶豊平区民センター  
 内 容▶豊平区ケアプラン指導研修  
 テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で  
 　暮らせる取り組み  
 問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ↗815-2940

## ○ 清田区支部定例会

日 時▶11月21日(水)18時30分～《※》  
 会 場▶清田区総合庁舎 3階 大会議室  
 内 容▶定例会  
 テーマ▶認知症について  
 講 師▶グループホームアワール代表 宮崎 直人 氏  
 問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ↗889-2491

## ○ 南区支部定例会

日 時▶11月13日(火)18時30分～《※》  
 会 場▶南区民センター  
 内 容▶研修会  
 テーマ▶知らなきゃいけないヘルパーによる医療行為について  
 講 師▶(株)シムス はばたき事業部長 山崎 加代子 氏  
 問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ↗582-2415

## ○ 西区支部定例会

日 時▶10月30日(火)18時30分～20時30分  
 会 場▶西区民センター 第1会議室  
 内 容▶西区ケアプラン指導研修  
 テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で  
 　暮らせる取り組み  
 問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ↗641-2400

日 時▶11月20日(火)18時30分～20時30分《※》  
 会 場▶西区民センター  
 内 容▶定例会 講話とグループワーク  
 テーマ▶居宅介護支援事業所の運営指導について  
 講 師▶石狩福祉事務所 川本 京子 氏  
 問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ↗641-2400

## ○ 手稲区支部定例会

日 時▶11月15日(木)18時30分～  
 会 場▶手稲区民センター 第1・2会議室  
 内 容▶施設ケアマネ向け研修会  
 テーマ▶施設ケアマネ向け「プラン作成等業務のポイント  
 　～他の施設では、こんな時どうしてるの?～」  
 講 師▶社会福祉法人ほくろう福祉協会 専務理事 松本 剛一 氏  
 問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会 ↗681-2400